明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令（文部科学一）　一

〔告　示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委三）　一
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同四）　二
○令和三年総務省告示第三百二十九号の一部を改正する件（総務八）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務七）　三
○原子力事故の早期通報に関する条約のニジェール共和国による批准に関する件（外務二〇）　四
○介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき令和四年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件（厚生労働二）　四
○保安林の指定をする件（農林水産七四～八五）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇三～一〇六）　六
○水先人に免許を与えた件（同一〇七）　七
○気象測器の型式を証明した件（気象庁二）　七
○都市計画に関する件（関東地方整備局一七）　八
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更する件（同一八）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局三）　八
○道路に関する件（中部地方整備局七、八）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局八）　八
○道路に関する件（中国地方整備局三、四）　八

〔国会事項〕
岩手県　栃木県　石川県　岐阜県　愛知県　福岡県　札幌市　名古屋市　八

〔人事異動〕
官庁　八
諸事項　八

〔官庁報告〕
国家試験　九
令和三年度特定侵害訴訟代理業務試験合格者（工業所有権審議会）　九

〔公　告〕
官庁　九
押収物還付関係　九
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　九
特殊法人等　二六
企業年金基金変更関係　二六
会社その他　二九

省　令

○文部科学省令第一号

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第四十一条の規定に基づき、及び同法を実施するため、日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十七日　文部科学大臣　末松　信介

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令

（日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部改正）

第一条　日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（平成九年文部省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国から交付を受ける補助金） **第十二条**　令第一条の文部科学省令で定める国の補助金は、私立大学等経常費補助金及び私立大学等研究推進費補助金とする。	（国から交付を受ける補助金） **第十二条**　令第一条の文部科学省令で定める国の補助金は、私立大学等経常費補助金及び政府開発援助私立大学等経常費補助金とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十九年四月一日から適用する。